

四国旅客鉄道株式会社

防災業務計画

2021年10月

四国旅客鉄道株式会社

目次

I 一般編

第1章 総則

- 第1節 目的…………… 1
- 第2節 実施の方針…………… 1

第2章 防災体制

- 第1節 施設に対する防災体制…………… 1
- 第2節 防災に関する組織…………… 1
- 第3節 防災業務施設及び設備の整備…………… 1

第3章 災害予防

- 第1節 防災上必要な教育…………… 1
- 第2節 防災上必要な訓練…………… 1
- 第3節 防災体制…………… 2

第4章 災害応急対策

- 第1節 安否確認…………… 2
- 第2節 非常参集…………… 2
- 第3節 情報の収集…………… 2
- 第4節 広報…………… 2
- 第5節 お客様等の避難…………… 2
- 第6節 水防・消防及び救助に関する措置…………… 2
- 第7節 建設機材の現況の把握及び運用…………… 2
- 第8節 技術者の現況の把握及び活用…………… 2
- 第9節 災害時における資材の供給…………… 3
- 第10節 通信連絡の方法…………… 3
- 第11節 電力の確保…………… 3
- 第12節 交通輸送対策…………… 3
- 第13節 駅構内等の秩序の維持…………… 3
- 第14節 関係機関への応援要請…………… 3
- 第15節 非常用食料等の備蓄…………… 3

第5章 災害復旧

- 第1節 災害復旧の実施基本方針…………… 3
- 第2節 災害復旧計画及び実施…………… 3

II 南海トラフ地震編

第1章 総則

- 第1節 目的…………… 4
- 第2節 実施の方針…………… 4

第2章 防災体制

- 第1節 地震発生、津波警報等発表時及び臨時情報発表時の対応体制の整備…………… 4
- 第2節 施設の整備…………… 4
- 第3節 お客様等に対する体制の整備…………… 4
- 第4節 津波警報等発表及び臨時情報発表に関する情報の伝達経路…………… 5
- 第5節 津波警報等受領時及び臨時情報発表時の運転取扱い…………… 5
- 第6節 避難対策…………… 5
- 第7節 防災訓練の実施…………… 5
- 第8節 防災上必要な教育…………… 5
- 第9節 防災資機材の整備…………… 5

第3章 発災時及び臨時情報発表時の対応

- 第1節 地震・津波に対する災害対策本部の設置…………… 6
- 第2節 非常参集要員の参集…………… 6
- 第3節 お客様等に対する対応…………… 6
- 第4節 地震・津波に対する情報の収集及び伝達…………… 6
- 第5節 列車の運転…………… 6

第4章 災害復旧

- 第1節 災害復旧計画及び実施…………… 6

I 一般編

第1章 総則

第1節 目的

この計画は、災害対策基本法（1961年（昭和36年）法律第223号）第39条第1項の規定に基づいて定める、防災業務計画であって、四国旅客鉄道株式会社が管理運営する旅客鉄道事業並びにこれに関連する事業に係る車両、施設、設備等の災害予防、災害応急対策、災害復旧等について、迅速かつ適切に処理すべき業務の大綱を定め、もって防災活動の総合的かつ有機的な推進をはかることを目的とする。

第2節 実施の方針

この計画は、輸送事業を災害から未然に防止し、災害時には早期復旧につとめ、輸送の確保をはかり、その社会的使命を発揮しうるよう、線路、施設等が自然現象から受ける環境変化を的確に把握し、広域自然災害に対応する防災対策を樹立するとともに、他旅客鉄道株式会社及び日本貨物鉄道株式会社（以下「他鉄道会社」という。）並びに国及び地方公共団体その他関係機関と密接な連携のもとに万全の措置を講ずることをもって、その基本方針とする。

第2章 防災体制

第1節 施設に対する防災体制

災害の発生に対処するため、諸般の施設の機能が外力及び環境の変化に耐える防災強度を確保するよう綿密な整備計画をたて、その実施の推進をはかるものとする。

第2節 防災に関する組織

災害が発生した場合及び南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等（以下「臨時情報」という）が発表された場合においては、当該災害の規模その他の状況により、必要に応じ本社及び地方機関に災害対策本部を設置し、災害応急対策及び災害復旧の推進をはかる組織をあらかじめ構成しておくものとする。

第3節 防災業務施設及び設備の整備

関係気象官署との連絡を緊密に行い、予報及び警報の伝達、情報の収集、観測施設相互間の連絡等に必要気象観測設備、通信連絡設備、警報装置等を整備しておくものとする。

第3章 災害予防

第1節 防災上必要な教育

防災業務に従事する社員等に対し、平常業務を通じて災害予防に関する教育を行い、知識の普及をはかるとともに、施設の機能の保全に必要な技術を高度に発揮しうるようその体制を整備し、防災対策の計画的推進をはかるものとする。

第2節 防災上必要な訓練

防災関係業務に従事する社員等に対しては、防災対策、災害復旧等に必要な判断力と技能を養成し、迅速かつ適切な災害復旧活動を遂行しうるよう所要の訓練を行うものとし、総合共同訓練等に積極的に

参加させるとともに、情報連絡、予防措置等災害防止に関する知識の吸収に努めさせるものとする。

第3節 防災体制

- 1 災害の発生が予想される場合には、輸送の安全を確保するため、関係機関の長は、これに関する諸基準に基づき、すみやかに所定の体制をとるものとする。
- 2 予報及び警報を関係現業機関に迅速かつ正確に伝達するため、その組織及び方法並びに警報の発令基準等について、あらかじめ所要の定めをしておくものとする。
- 3 災害時においてただちに必要となる要員、機器、資材等の入手方法及び輸送の計画をたて、調達可能な数量等を調査し、備蓄の必要があると認められる資材等については、所定の箇所にこれを常備しておくものとする。

第4章 災害応急対策

第1節 安否確認

災害時には、社員等及び家族の安否を確認する。

第2節 非常参集

災害時に非常参集する箇所及び範囲を予め定めておき、参集後は災害復旧対策に努める。

第3節 情報の収集

災害に関するあらゆる状況を迅速かつ的確に把握するため、現地の状況を報告する方法、報告事項の基準等を定めておくものとし、また、他鉄道会社、関係行政機関及び地方公共団体等と密接な情報連絡を行いうるよう、これに必要な措置等を定めておくものとする。

第4節 広報

災害が発生した場合において、被災線区等の輸送状況、被害状況等を迅速かつ適切に把握し、報道機関等にこれを発表しうるようその体制を定めておくものとする。

第5節 お客様等の避難

災害時におけるお客様及び社員等の避難について、その指示、警報伝達、誘導及び収容の方法並びに緊急輸送のための計画をあらかじめ定めておくものとする。

第6節 水防・消防及び救助に関する措置

出水、火災等の災害から人命及び施設を守るため、必要な機器、用具等を整備するとともに、救難、救護等に必要な措置を講じておくものとする。

第7節 建設機材の現況の把握及び運用

当社内のみならず、部外の関係機関等における応急用建設機材の配置状況及びその種別、数量等を把握し、災害時には緊急使用しうるよう、その方法及び運用について定めておくものとする。

第8節 技術者の現況の把握及び活用

災害業務に従事する技術者及び技能者の技術及び技能の程度、人員、配置状況等を的確に把握してお

くとともに、緊急時における従事命令の発動方法、手順等を定めておくものとする。

第9節 災害時における資材の供給

応急資材の供給については、緊急調達制度の活用、災害予備用貯蔵品の適正な保有及び配置、緊急配給態勢の確立等により、迅速な供給の確保をはかるものとする。

第10節 通信連絡の方法

災害時においては、その必要に応じ非常無線の発動、移動無線機の運用、臨時回線の構成、中継順路の変更等の通信回線運用措置をとるとともに、非常無線通信規約による官公庁通信系の相互活用をはかるものとする。

第11節 電力の確保

災害時における電力の確保のため、非常用予備発電装置及び予備電源の利用並びに電力会社系統からの受電方策を定めておくものとする。

第12節 交通輸送対策

災害区間着となり、又はこれを通過するお客様の乗車券類の発売、荷物の引受及び輸送制限、迂回線区に対する輸送力の増強及び自動車等による代替輸送並びに併行社線との振替輸送等の計画を策定しておくものとする。

第13節 駅構内等の秩序の維持

災害時における混乱を防止し、秩序を維持するため、鉄道警察隊との密接な連携のもとに、駅構内、列車等における犯罪の予防、お客様の適切な整理、誘導等、災害警備活動の実施要領を定めておくとともに、随時、関係社員等の訓練を行い、お客様の安全の確保を期するものとする。

第14節 関係機関への応援要請

災害時における人命救助・復旧を迅速に行うため、警察、消防及び関係機関の派遣を受けられるよう、情報の収集、災害派遣要請等の要領を定めておくものとする。

第15節 非常用食料等の備蓄

災害時に備え必要に応じて、保存食料、飲料水等を備蓄するものとする。

第5章 災害復旧

第1節 災害復旧の実施基本方針

災害に伴う社会経済活動を早急に回復し、再び同様の災害を被ることのないよう、関係行政機関が行う復旧事業等を考慮して、迅速かつ適切な災害復旧を実施するものとする。

第2節 災害復旧計画及び実施

災害の復旧については、応急工事の終了後可及的すみやかに、本復旧計画をたて、これを実施するものとする。本復旧計画の実施にあたっては、被害原因の調査分析の結果に基づく必要な改良事項を考慮して、その適正を期するものとする。

Ⅱ 南海トラフ地震編

第1章 総則

第1節 目的

この南海トラフ地震編は、災害対策基本法（1961年（昭和36年）法律第223号）第39条第1項及び東南海・南海地震に係わる地震防災対策の推進に関する特別措置法（2002（平成14年）法律第92号）第6条第1項に基づいて、四国旅客鉄道株式会社が防災に関しとるべき措置を定め、もって防災対策の総合的かつ計画的な実施を図ることを目的とする。

第2節 実施の方針

この計画は、第1節の目的を達成するため、第2章以下に掲げる対策を深度化し、訓練等を通じてこの計画に基づいた関係者の即応体制の確立をはかるとともに、関係行政機関、関係公共機関、関係自治体及びその他鉄道事業者との密接な連携のもとに万全の措置を講ずることをもって、その基本方針とする。

第2章 防災体制

第1節 地震発生、津波警報等発表時及び臨時情報発表時の対応体制の整備

本社及び各現業機関は、発災時及び臨時情報発表時の対応体制を整備するため次の各号に掲げる措置を講ずることとする。

- 1 本社及び各現業機関は、発災時及び臨時情報発表時の情報伝達方法を確立しておくこととする。
- 2 本社は、発災時及び臨時情報発表時における災害対策本部の構成及び運営要領等を整備しておくこととする。
- 3 本社及び各現業機関は、復旧作業等に必要な要員を確保するための参集体制及び参集範囲、参集後の任務事項を予め定めておくこととする。

第2節 施設の整備

1 施設の整備

地震・津波防災応急対策を実施するため、必要な情報連絡設備の整備を行うこととする。

2 その他施設の整備

鉄道施設の地震に対する安全性の強化や耐震化を推進することとする。

3 線路に近接する施設等の整備

線路沿線の施設等（こ線橋、線路近接建造物等）の落下及び倒壊による線路被害の防止を図るため、被害発生のおそれのある施設等の管理者に対し、施設整備を早急に実施するよう要請する。また、関係行政機関、関係地方自治体等に対し、施設整備の指導及びその推進を要望することとする。

第3節 お客様等に対する体制の整備

1 お客様等に対する避難誘導體制の整備

発災時におけるお客様等の避難については、地方自治体等の定める指定避難場所とし、その指示、誘導方法を予め定めておくものとする。

2 指定避難場所、避難経路の整備

指定避難場所、避難経路については、地図に明記したものを駅舎等に掲出するものとする。

3 負傷者の搬送体制等の整備

発災時に鉄道施設内で負傷者が発生した場合に備えて、関係自治体、警察・消防近隣の医療機関と協力して、緊急連絡体制、搬送体制を整備しておくこととする。

4 駅構内等の秩序の維持

鉄道警察隊との密接な連携のもとに、駅構内、列車等における犯罪及び発災時における混乱を防止し、秩序を維持する体制を整えておくこととする。

第4節 津波警報等発表及び臨時情報発表に関する情報の伝達経路

津波警報等発表時及び臨時情報発表時の情報により災害応急体制の実施を図るために必要な連絡が行えるよう、社内関係箇所との情報連絡ルートや関係行政機関・関係公共機関・関係自治体との情報連絡ルートを定めておくこととする。

第5節 津波警報等受領時及び臨時情報発表時の運転取扱い

本社は、津波警報受領時及び臨時情報発表時の運転取扱いを予め定めておくものとする。

第6節 避難対策

津波の到達が予想される区域にある駅等のお客様等には、津波警報等の発表情報の周知に努め、予め定めた指定避難場所に避難させることとする。

第7節 防災訓練の実施

南海トラフ地震を想定した防災訓練を年1回以上、社員等を対象に実施するよう努めることとし、その実施内容、方法等は別途定めるものとする。

第8節 防災上必要な教育

社員等に対し講習会や説明会の開催等により、次に掲げる事項について必要な教育を行うこととする。

- (1) 予想される地震及び津波に関する知識
- (2) 地震・津波が発生した場合にとるべき行動に関する知識
- (3) 地震防災対策として講じられている対策に関する知識
- (4) 臨時情報発表時にとるべき行動に関する知識
- (5) その他必要な事項

第9節 防災資機材の整備

本社及び各現業機関は、発災時に備えて、自らが行う防災活動等のため、必要に応じて非常用食料、飲料水及びその他救急に必要な用品等を予め確保しておくとともに、それらの点検整備を実施することとする。

第3章 発災時及び臨時情報発表時の対応

第1節 地震・津波に対する災害対策本部の設置

- 1 本社は、発災時及び臨時情報発表時において災害対策本部を設置し、列車の運転規制の手配及びそれに付帯するお客様の状況や駅におけるお客様や建造物の状況等の情報収集・伝達等緊急業務を行うこととする。
- 2 災害対策本部を設置したときは、関係行政機関にその旨を連絡するものとする。

第2節 非常参集要員の参集

本社及び各現業機関は、発災時及び臨時情報発表時直ちに非常参集要員を勤務箇所に参集させることを原則とする。

第3節 お客様等に対する対応

- 1 発災時において予め定めた方法及び内容により、列車の運転規制等を案内することとする。
- 2 臨時情報発表時において、お客様に対して臨時情報が発表された旨を案内するとともに、列車の運行状況等を周知することとする。
- 3 運転中の列車のお客様に対しては、運転規制や避難誘導等の案内を行うこととする。
- 4 津波の到達が予想される区域内にある駅のお客様等に対しては、可能な範囲において地方自治体の定める指定避難場所等への避難を呼びかけることとする。
- 5 駅構内等の秩序の維持については、第2章第3節4項の定めにより秩序の維持等に努める。

第4節 地震・津波に対する情報の収集及び伝達

- 1 本社及び各現業機関は、地震・津波の情報収集及び伝達を行うため、必要な通信回線の確保に努めるものとする。
- 2 災害対策本部は発災後の列車の運転状況・お客様の状況等の情報の収集に努め、必要により関係行政機関等に伝達するものとする。

第5節 列車の運転

- 1 津波の到達が予想される区域には、列車を進入させないこととする。
- 2 すでに津波の到達が予想される区域を走行している列車は速やかに区域外に進出させることとする。但し、津波到達までに時間的余裕のない場合や移動が困難な場合等は、社員等の判断により、最寄駅を含む安全な場所に速やかに停車し、避難誘導するものとする。
- 3 臨時情報発表時は、基本的には列車の運転を継続する。ただし、津波により浸水する恐れのある地域においては、状況に応じ、安全に留意した対応を行うこととする。

第4章 災害復旧

第1節 災害復旧計画及び実施

南海トラフ地震発生後の災害復旧については、防災業務計画第I編第5章第1節及び第2節の定めるところにより対応する。